

条例 22 条に規定する事前に届出が必要となる生息・生育地保護区の区域内で行う行為

生息・生育地保護区の区域内において以下の行為を行う場合、あらかじめ、行為の内容等を知事に届け出る必要があります。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、または土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、または干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

※知事は、届出に係る行為が、県が定める指針に適合しないものであるときは、届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、または必要な措置執るべきことを命ずることができます(条例 22 条第 2 項)。

※届出をした者は、届出をした日から起算して 30 日(知事が 60 日を越えない範囲内で定めた期間がある場合は当該期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手できません。ただし、知事が希少野生動植物種の保護に支障を及ぼす恐れがないと認めて通知した場合は除きます(条例第 22 条第 5 項)。